

## 県外産業廃棄物の「市内搬入処分届出書」作成の手引き

仙台市環境局事業ごみ減量課

仙台市では、「仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」第10条において、排出事業者（二次マニフェストを交付する中間処理業者を含みます。以下同じ。）が下記(1)にあてはまる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含みます。以下同じ。）を宮城県外から仙台市内に搬入して処分をしようとするときは、最初の搬入予定日の1週間前までに市長に届出しなければならないと規定しています。

下記(2)-(6)の注意事項等を確認のうえ、適正に届出を行ってください。

### (1) 市内搬入届出が必要となる場合

- ① 仙台市内の中間処理施設に、1月に5t以上搬入しようとする場合※
- ② 仙台市内の最終処分場に、1年に100t以上搬入しようとする場合※

※ただし、①あるいは②に該当する場合であっても、「優良認定処分業者に委託する場合」かつ「電子マニフェストを使用する場合」は市内搬入事前届出は不要です。

### (2) 市内搬入処分の要件

- ① 当該産業廃棄物を宮城県外で処分することができない理由があること。
- ② 中間処理を行おうとするときは、当該中間処理が、当該産業廃棄物の減量化又は再生利用の促進に資するものであること。
- ③ 最終処分を行おうとするときは、当該産業廃棄物について、あらかじめ十分に減量化又は再生利用を行い、かつ、焼却が可能なものにあつては、焼却処理がなされていること。

### (3) 届出にあたっての注意事項

- ・届出は、発生事業場ごと、搬入処分先ごとに行ってください。発生事業場と搬入処分先が同一であれば、産業廃棄物の種類を列記し量を合計して1件の届出としてください。
- ・処分期間（届出期間）が1年を超える見込みとなった場合には改めて届出をしてください。
- ・届出は来庁あるいは郵送にて受け付けます。
- ・来庁届出の場合は、届出書提出時に窓口で審査を行いますので、事前に電話で来庁日時のご予約をお願いします。

- ・届出書は提出分と控えの2部をご用意ください。内容や書類に不備等なく届出を受理した際には、受理印を押印した控えをお渡しします。郵送により届出される場合は、宛名住所等を明記し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ・書類不備等により即日受理できない場合がありますので、届出期日より余裕をもって手続きを行ってください。
- ・当初は届出基準量を超えない見込みであったものが、途中で超える見込みとなった場合（工事現場等）は、超える見込みとなった時点で速やかに届出を行ってください。また、届出書にはその経緯を明記してください。
- ・本市への届出が直ちに搬入先の受入可能を意味するものではないため、本市への届出の前に、受入側の施設と搬入量、期間等の諸条件を調整してください。

#### (4) 届出書の書き方について

##### ① 届出者の住所・名称、代表者の職・氏名等

- ・排出事業者が届出者となります。処分や収集運搬の受託者が届出者となることはできません。
- ・様式中の「新規・変更」の別について、丸で囲む、二重線で消す等の修正により、区分を明記してください。

##### ② 発生事業の種類(業種)

- ・製造業・加工業等の場合は、「〇〇の製造・加工」等と記入してください。
- ・中間処理業の場合は、「中間処理（焼却）」等と記入してください。
- ・建設業の場合は、「元請建設工事」「元請解体工事」等と記入してください。
- ・大学、試験研究機関、病院等の場合は、その旨を記入してください。

##### ③ 発生事業場の名称・所在地

- ・実際に産業廃棄物が搬出される場所（支店、工場、事業所、〇〇工事現場等）の名称と所在地を記入してください。原則として、manifestoの「事業場（排出事業場）」に記載する現場と同一となります。
- ・中間処理施設の場合は、名称を「〇〇株式会社 △△工場（中間処理施設）」等と記入し、所在地は許可証を参照する等して地番も記入してください。

##### ④ 処分する産業廃棄物の種類

- ・原則として産業廃棄物の法令上の用語で、法令上の用語順に記入してください。なお、廃棄物に分かりやすい名称がある場合は併記してください。

例) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（以上、廃石膏ボード）

- ・特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を明示してください。特定有害産業廃棄物の場合は、特に対象成分についても記入してください。

例) 特管・廃油（引火性）

例) 特管・特定有害産業廃棄物（廃石綿等）

#### ⑤ 処分予定量・期間

- ・予定量は t（トン）単位とし、月当たり最大搬入予定量（中間処理施設に搬入する場合のみ）及び年当たり搬入予定量を記入してください。
- ・処分期間は日単位とし、1年以内で開始日と終了日を記入してください。

#### ⑥ 処分（処分業者についての記載）

【処分業者の名称及び住所、許可番号等】

- ・許可証を参照して記入してください。

【処分の方法】

- ・中間処理の場合は、「中間処理（焼却）」「中間処理（中和）」等、許可の内容に準じて記入してください。最終処分の場合は、「最終処分（陸上埋立）」と記入してください。

【処分施設の設置場所】

- ・許可証を参照して記入してください。

【処分施設の種類・能力】

- ・中間処理施設の場合は、その施設の種類と能力（日当たり処理量等）を記入してください。
- ・最終処分場の場合は、「安定型最終処分場」又は「管理型最終処分場」と記入してください。

#### ⑦ 運搬（収集運搬業者の記載）

【収集運搬業者の名称・住所、許可番号等】

- ・許可証を参照して、積降地ごとに記入してください。
- ・運搬中積替え保管を行う場合は、積替え保管地の許可番号等も記載してください。
- ・排出者が自ら運搬する場合は、「自己運搬」と記入してください。
- ・複数の業者に委託する場合で、届出書の記載欄におさまらない場合は、「別紙のとおり」と記入して、別紙に記載してもかまいません。

【運搬の方法】

- ・発生場所又は保管場所から搬出、運搬、荷降までの手段について、どのような車両で、どのような容器に入れ、荷役方法はどのようにするか等記入してください。

⑧ 要綱第10条第1項及び第2項について（市内で処分しなければならない理由）

- ・仙台市内で処分しなければならない理由について、次の3点が明確になるよう具体的に記入してください。
- ・届出書の記載欄におさまらない場合は、「別紙のとおり」と記入して、別紙に記載してもかまいません。

【当該処分方法で処分を行う理由】

- ・廃プラ類等の本来焼却可能な品目について、焼却処理せずに最終処分する場合は、焼却処理ができない理由もあわせて記入してください。

【発生事業場の地元で処分できない理由】

- ・地元や近郊で処分できない理由を記入してください。

【市内の処分施設を選択する理由】

- ・他県ではなく仙台市内の施設で処理しなくてはならない理由を記入してください。

⑨ 過去の届出

- ・変更又は期間満了に伴う再届出の場合は、過去の届出の受理年月日及び受理番号を記入してください。

⑩ 届出担当者（連絡先）

- ・排出事業者（届出者）における、今回届出に係る担当者の所属名・職名・氏名・住所・電話番号等の連絡先を記入してください。

(5) 添付書類 ※様式は任意。全て写しで可。

① 当該産業廃棄物が発生する過程を明らかにする書類

- ・当該事業（工事）の概要を記載してください。
- ・生産過程又は処理過程の一連の状況が分かるフローを示して、どのような作業過程から、どの種類の産業廃棄物がどの程度発生するか等を記入してください。
- ・②の産業廃棄物処理計画と一体的に作成していただいてもかまいません。

② 当該産業廃棄物の処理計画

今回の届出に係る産業廃棄物について、次の事項を含む処理計画を作成してください。

- ・種類毎の量、発生場所（過程）
- ・事業場内での保管場所と保管方法
- ・保管場所を明示した図面
- ・直近1年間（又は直近過年度）の減量化及び再生利用の実績  
減量化と再生利用の方法、総排出量・再生利用量・処分量（及び今回申請方法に係る処分量内数）及びそれらの比率、等の実績。
- ・今後1年間（又は当該年度）の減量化及び再生利用の予定（見込み）  
減量化と再生利用の方法、総排出量・再生利用量・処分量（及び今回申請方法に係る処分量内数）及びそれらの比率、等の予定（見込み）。
- ・産業廃棄物管理責任者、及び、産業廃棄物に関する管理体制、緊急連絡体制
- ・収集運搬業者、処分業者の一覧

③ 有害物質の種類、月平均使用量を明らかにする書類、及び、計量証明書あるいはそれに類する書類

- ・汚泥、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油及びそれらの中間処理物であって、それぞれ法で定められた特定施設等を有する事業場から排出されるものである場合は、特定有害産業廃棄物の該当有無の確認のため、分析結果報告書又は計量証明書が必要です。
- ・工場等製造過程から生じる産業廃棄物で、有害物質を含むことが判明している場合には、有害物質の種類、月平均使用量を明らかにする書類、及び分析結果報告書又は計量証明書が必要です。

④ 産業廃棄物の性状、大きさ、保管状態等を明らかにする写真

【廃棄物の種類毎のカラー印刷写真】

- ・性状・大きさ等が概ね判別できる程度のもの。メジャー等のスケール参照物を添えて撮影してください。
- ・貯留施設内部に保管されている等により、事前に廃棄物を撮影することが困難な場合は、前回排出時に撮影したもの等で例示してください。
- ・解体工事等の場合で、事前に廃棄物を撮影することが困難な場合は、解体対象物等の写真を添付してください。

【廃棄物の種類毎の保管場所と、保管場所の表示のカラー印刷写真】

- ・保管状況がおおむね判別できる程度のもの。

- ・積替え保管場所を経由して運搬する場合は、積替え保管場所についても必要です。
- ・②の産業廃棄物処理計画と一体的に作成していただいてもかまいません。

⑤ その他（※必要に応じて補助資料として添付してください。）

- ・産業廃棄物処理計画の補助資料として、直近1年間（又は直近過年度）の処理状況が分かる既存の資料等
- ・地元自治体に提出した前年度分の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」の写し等
- ・発生事業場の概要を明らかにする書類（パンフレット等）
- ・当該事業場における、産業廃棄物を適正管理するための管理規程（要領・基準・マニュアル等）

(6) 変更の届出について

- ・処分期間中に届出内容に変更が生じる場合（廃棄物の種類や数量の追加、収集運搬業者の追加等）は、変更が生じる1週間前までに変更の届出をしてください。
- ・届出様式は新規のものと同じです。変更内容が明確に分かるように記載してください。別紙で理由書や資料等を添付してもかまいません。
- ・変更内容によっては改めて新規届出が必要となる場合もありますので、変更が明らかになった時点でまずご連絡ください。
- ・変更届出の場合は、変更点のない添付書類の添付は不要です。

【問い合わせ・連絡先】 仙台市 環境局

事業ごみ減量課 事業係

TEL： 022-214-8235

FAX： 022-214-8356

E-mail： kan007230@city.sendai.jp